

質問書に対する回答（柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務）

番号	質問内容	回答
1	<p>仕様書4. 3ア) 運搬方法について イ) 受け渡し方法について</p> <p>運搬方法について、受託者が契約する運送業者（※特定信書便扱い）を活用しての運搬は可能でしょうか？また、受け渡し（施錠及び開錠）についてですが、受け渡し責任者が行うとありますが、貴市窓口において、受託者の社員が訪問し施錠・開錠を行う。ということでしょうか？</p> <p>受託者が契約する配送業者（※特定信書便扱い）の指定課への集配・配送はできない。ということでしょうか？</p>	<p>仕様書7のとおり、本業務の再委託は禁止となっておりますので、受託者の契約する運送業者が集配及び運搬をすることはできません。当課窓口に訪問いただき、受け渡し及び運搬をお願いいたします。</p>
2	<p>仕様書3（2）内容照会業務について</p> <p>照会文書等の送付について、回答期間はどのくらいと想定しておりますでしょうか？</p>	<p>2週間を想定しています。</p>
3	<p>仕様書3（3）内容照会督促業務について</p> <p>督促業務について、照会発送日から、どのくらいの未回答期間を要する方を対象とお考えでしょうか？</p>	<p>2週間未回答の方を対象とします。</p>
4	<p>仕様書3（6）療養費支給申請書の画像データ化について</p> <p>「西宮市が提供する審査結果一覧表データ」とあるが、どのようなものでしょうか？</p> <p>また、どのような方法でご提供頂けるのでしょうか？</p>	<p>兵庫県国民健康保険団体連合会から当課に送付される審査結果一覧表データをCD-ROMに保存して提供します。</p>

番号	質問内容	回答
5	柔整支給申請書の受取りは原本ですか？画像データですか？	原本です。
6	申請書の運搬は受託者が自ら訪問しなければなりませんか？運搬業者委託もOKでしょうか？	仕様書7のとおり、本業務の再委託は禁止となっておりますので、運搬業者への委託はできません。受託者自ら訪問をお願いいたします。
7	仕様書（2）柔道整復施術内容点検照会業務 （3）柔道整復施術内容照会督促業務 （4）柔道整復施術啓發文書送付業務 における被保険者宛に送付する為の、封筒（送付用封筒・回収用封筒）につきましては受託者にて作成となるのでしょうか？ また、作成費用については、受託者負担となるのでしょうか？	すべてご認識のとおりです。
8	仕様書（6）鍼灸、あんま・マッサージ施術療養費支給申請書等の画像データ化について、 審査結果一覧表データの内容項目をお教えいただけないでしょうか？	内容項目については、別途提案者様へ回答させていただいております。なお、データの提供は申請書の引き渡し時期から約2カ月後となります。
9	事業所間の運搬移動（特定信書便を使用して）は可能でしょうか？ 例）西宮市役所⇒大阪事業所⇒東京本社（東京本社内での作業）	質問内容から運送業者を利用しての運搬と推測されますが、仕様書7のとおり、本業務の実施にあたり再委託は禁止としておりますので、運搬業者への委託はできません。事業所間の運搬を含めて受託者自身で行っていただくようお願いいたします。

番号	質問内容	回答
10	<p>仕様書（1）イ：点検後の処理 ※返戻・再審査一覧表 仕様書（2）イ：照会文書等の送付 ※照会対象者一覧表 仕様書（3）照会督促送付業務 ※督促文書送付対象者 仕様書（4）啓發文書送付業務 ※啓發文書送付対象者</p> <p>における、貴市ご担当者様への確認方法において、堅牢なセキュリティ対策を施したサーバを経由したファイルの送受信を行うASP型サービス（メールなどによる送受信）を利用することは可能でしょうか？</p>	<p>当市の情報セキュリティ方針により個人情報を含むデータをメールでやり取りすることを禁じております。</p> <p>CD-R等の保存媒体により提供していただくことを想定しております。</p>
11	<p>柔道整復施術分の申請書原本の返却は、仕様書 1/8 の表では「平成 32 年 3 月 31 日」と示されていますが、毎月の作業遂行を考えると、仕様書 3/8 ページの (1) ウの点検の期限で示されている「引渡し月の翌月の最終開庁日まで」としてもよろしいでしょうか。</p>	<p>当市としては早くても、引き渡した申請書に対する、仕様書（1）～（4）柔整関係の業務がすべて終了（概ね引き渡してから2ヶ月後）してからご返却いただくのが望ましいと考えます。</p> <p>また、質問内容の記載の箇所とは別に、仕様書（2）オに「（略）返戻可能なものについては申請書原本を（略）納品する」もあります（（1）ウの点検期限以降の処理となると推測）ので、これも踏まえながら当市が指定する期限までにご返却いただきたいと考えます。</p>
12	<p>仕様書 4/8 3-(4) 柔道整復施術啓發文書送付業務について、送付対象者は「初回または1年以上ぶりの受療」とされていますので、過去に啓發文書送付または施術内容照会を行った被保険者の情報提供はいただけますでしょうか。</p>	<p>当市から過去の対象者情報を提供し、受託者がそれを除外して対象者を抽出する、または受託者が抽出した対象者から当市で過去の対象者を除外する、のどちらかでの対応を検討しております。</p>

番号	質問内容	回答
1 3	仕様書 4/8 3-(6) あはき施術分の画像化について、療養費支給申請書の他に、同意書、往療料の明細等が添付されていますが、これらも含め画像化すると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
1 4	あはき施術分の画像化において、各データのフィル名等の設定に何かルールがありますでしょうか。	ありません。